

1 東京都認知症施策推進計画の位置づけ

- 都は、令和6年度から**TOKYO認知症施策推進プロジェクト**を始動
- 認知症基本法**が令和6年1月1日に施行され、都道府県は、国の基本計画を基本として、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めることとされている
- 計画にプロジェクトの内容を含め、**教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉(介護等)**その他の各関連分野における**総合的な取組**を盛り込む

2 計画の方向性(計画期間:令和7～11年度)

基本理念(案)

認知症の人を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

検討項目(案)

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①認知症の人に関する理解の増進等 | ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 |
| ③認知症の人の社会参加の機会の確保等 | ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 |
| ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 | ⑥相談体制の整備等 |
| ⑦研究等の推進等 | ⑧認知症の予防等 |

検討に当たっての主な重点事項

- | | |
|---------|---|
| 【共生】 | ○ 認知症の人・家族等の参画と社会参加の推進
○認知症の人も含めた都民一人一人が安全に、 希望を持って暮らすことのできる地域づくり
○認知症の人・家族等に対する適切な支援 |
| 【治療・ケア】 | ○認知症の 早期診断・早期支援、治療・ケア(介護)の充実 |
| 【研究】 | ○認知症の 発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進 等のための 研究 |

検討の進め方

認知症の人・家族等の意見を十分に聴きながら策定
区市町村の認知症施策推進計画の参考となるよう策定

東京都認知症施策推進計画の策定について

- 認知症基本法では「都道府県は、国の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない」とされている（法第12条）
- これを受け、令和7年度～令和11年度の5年間の計画期間とする都の推進計画の策定に向け、東京都認知症施策推進会議で検討を進める（策定後は、第9期高齢者保健福祉計画の最終年度である令和8年度に中間見直しを行い、令和9年度～の第10期高齢者保健福祉計画の内容を反映することを想定）
- 令和6年度は推進会議で7月末までに施策検討を行った後、起草WGにつなげ、12月以降の推進会議で「中間のまとめ(案)」「計画(最終案)」につき議論



●各会議の議事内容

推進①(本日)

推進②(6月28日(金)予定)

・各分野(検討項目①～④)の取組状況と課題等

推進③(7月26日(金)予定)

・各分野(同⑤～⑧)の取組状況と課題、計画全体の方向性等

起草①(9月)

・計画構成案 ・計画本文(素案)

起草②(10月)

・計画構成案 ・計画本文(素案)

推進④(12月)

・中間まとめ(案)

推進⑤(3月)

・パブコメとその回答 ・計画(最終案)